

入札説明書

令和4年5月30日千葉市公告第420号により公告した自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

自動体外式除細動器（AED） 47台

(2) 借入物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和4年9月1日から令和8年5月31日まで

(4) 借入場所

松ヶ丘公民館ほか46か所

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けていることを証明できる者であること。
- (4) この借入物品を納入することが可能な者であること。
- (5) この借入物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 本入札の公告の日から令和4年6月6日（月）まで
(持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和4年6月6日（月）午後5時00分までに郵便書留にて必着とする。)
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課生涯学習科学教育班
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 確認通知 令和4年6月13日（月）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出期間 本入札の公告の日から令和4年6月6日（月）午後4時30分まで
 - イ 提出方法 電子メール
 - ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課生涯学習科学教育班
電子メールアドレス (shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp)
 - エ 質問書の様式 所定の様式を用いること。
- (2) 質問に関する回答は、令和4年6月13日（月）までに電子メールにて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
 - 日 時 令和4年6月20日（月）午後2時00分
 - 場 所 千葉市教育委員会事務局入札室（千葉ポートサイドタワー12階）

※入札資格確認結果通知書の提示を求めらるので、必ず持参すること。
- (2) 入札方法
入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、6月17日（金）午後5時00分までに郵便書留にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

（参考：入札金額＝1台当たりの月額単価×47台×契約初年度に使用する月数（7か月）の税抜額）

また、次年度以降の1台当たりの月額支払額に変更がないようにすること。

（借入期間全体の総額ではないので注意すること。）

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合は委任状を提出すること。提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初

回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

契約条項等については、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課生涯学習科学教育班

電話 043-245-5954

電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp

10 契約の変更等

この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により賃貸人が損害を受けることがあっても、賃借人は損害賠償責任を負わない。